

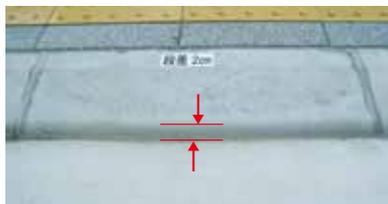
## 9 横断歩道に接続する歩道と車道の段差

横断歩道に接続する歩道と車道の段差は、視覚に障害のある人にとっては歩道と車道の境界を認識するためのサインとなるのですが、車いすを使用する人や高齢者にとっては段差がない方が移動しやすいのは明らかです。

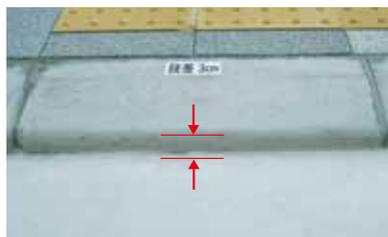
体験歩道には、歩道と車道の段差が0cm、1cm、2cm、3cmの箇所がありますので、実際に両者の立場で比較体験し、望ましい段差について考えてみましょう。

※『道路の移動円滑化整備ガイドライン』（国土交通省道路局）では、「横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、当該車道等の部分より高くするものとし、その段差は2cmを標準とするものとする。」としています。

※ただし、2cm未満の段差については「車いす使用者、視覚障害者、高齢者等の行動特性と縁端構造に対する評価を十分把握した上で、さらに望ましい縁端構造について検討し、縁端の構造を決定することが望ましい。」としています。



段差：2cm



段差：3cm



## 10 バス停

バス停では、だれもがバスを利用しやすくするため、次のような配慮が必要です。

- ・バスへ円滑に乗降できるような歩道の高さとするとともに、バスが停留所にきちんと止められるようなバス停の構造にする
- ・バス停に設けられるベンチや上屋は、歩行者の通行に支障のないように設置する
- ・誘導ブロック、照明施設、案内施設等を設置する



バス停

※『道路の移動円滑化整備ガイドライン』（国土交通省道路局）では、「乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15cmを標準とするものとする。」としています。

※ただし、「道路の構造上やむを得ない場合等バスが正着できない場合は15cmにこだわらず、高さの調整、車道へ降りるスロープの設置等により、車いす使用者が円滑に利用できる構造にするものとする。」としています。

※低床バス（スロープ板を出して、車いす使用者が歩道から直接昇降できるようにしたバス）が歩道に近接でき、適切にスロープ板を設置できる歩道の高さは、一般的に15cmとされています。

## 11 車両乗り入れ部

車が入り出す乗り入れ部の傾斜は、歩道を通行する人にとっては障害となります。

車両乗り入れ部の設置に際しては、水平に近い歩道の幅をできるだけ広くするとともに、車いすを使用する人でものぼれる傾斜となるように配慮しなければなりません。



車両乗り入れ部